

解体工事業登録申請書の記載要領

【共通事項】

- (1) 日付については、元号により記載してください。
- (2) 「知事」の欄には、「長野県」と必ず記載するとともに、知事名を記載してください。
- (3) 振り仮名が必要な記入欄については、カタカナで振り仮名を記載してください。

1 解体工事業登録申請書【別記様式第1号】

(表面)

- ① 「登録の種類」の欄の「新規・更新」については、いずれか不要のものを二重線で消してください。
- ② ※印の「登録番号」及び「登録年月日」欄には、何も記入しないでください。
- ③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は、商号又は名称及び代表者の氏名を記載し、申請者が個人である場合は、事業上自己を表すために実際に用いている商号又は名称があればそれを付した上、氏名を記載してください。
- ④ 「商号、名称又は氏名」の欄には、法人である場合は法人名、個人である場合は本人の氏名（事業上自己を表すために実際に用いている商号又は名称があればそれを付すこと。）を記載してください。
- ⑤ 「住所」の欄には、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地を、個人の場合には本人の住所を記載してください。また、郵便番号及び電話番号も併せて記載してください。なお、主たる営業所と登記上の所在地（個人事業主の場合は住民票上の住所）が異なる場合は、登記上の所在地（住民票上の住所）も括弧書きで記載してください。
- ⑥ 「法人である場合の代表者の氏名」の欄には、法人の代表者の氏名を記載してください。なお、申請者が個人の場合は記載不要です。
- ⑦ 「法人である場合の役員の氏名及び役名等」の欄には、法人の役員の氏名及び役名を記載するとともに、役名の後に常勤・非常勤の別を括弧書きしてください。役員は原則として登記事項証明書と一致させ、会社法、定款等に役員の任期が定められている場合には、申請時にその任期がある者のみとしてください。なお、申請者が個人の場合は記載不要です。
- ⑧ 「申請時において既に受けている登録」の欄には、登録の更新を申請する場合に、長野県において現に受けている解体工事業の登録番号を記載してください。したがって、新規の登録の場合は記載しないでください。

(裏面)

- ⑨ 「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄には、選任した要件を満たす技術管理者の氏名を記載してください。なお、選任した技術管理者が複数名いる場合には、全員の氏名を記載してください。
- ⑩ 「営業所の名称及び所在地」の欄には、長野県内の営業所だけでなく、解体工事業を営む全

ての営業所について、名称・所在地・郵便番号・電話番号を記載してください。なお、主たる営業所と登記上の所在地（個人事業主の場合は住民票上の住所）が異なる場合は、「所在地」の欄に、登記上の所在地（住民票上の住所）も括弧書きで記載してください。

- ⑪ 「未成年者である場合の法定代理人」の欄には、申請者が未成年者である場合に、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。また、住所には郵便番号及び電話番号を併せて記載してください。
- ⑫ 「他の都道府県知事の登録状況」の欄には、申請時に長野県以外で既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記載してください。なお、該当がない場合には空欄とせず、「該当なし」等と記載してください。